

第2回質問回答

(2022/4/28公表版)

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
1	資料-1 事業契約書 (案)	9	2	25	1		費用負担等	一次審査資料に関する質問回答（番号51・688）で、成分分析を行い、品質が保たれていることを条件とします。及びA重油の分析頻度は3ヶ月に1回を想定とありますが、どちらに成分分析を依頼するのでしょうか？また、分析に係る費用は、事業者と海上保安庁のどちらの負担となりますでしょうか？	分析は事業者において適宜実施してください。費用は、事業者負担といたします。
2	資料-1 事業契約書 (案)	10	2	27			許認可の取得等	一次審査資料に関する質問回答NO. 53において、「事業者」を「事業者又は選定企業」と読み替えることができないとの回答ですが、例えばSPCは確認申請の建築主として申請することは想定されますが、すべての業務をパススルーで委託する導管体であるSPCがその他すべての許認可を取得することは現実的に不可能と思慮します。事業契約第15条で各業務をSPCから各選定企業に委任することを規定しており、契約当事者でないことが理由とはならないものと考えますし、保険の付保も各選定企業で可能となっています。官民のリスク分担の変更は前提としておりませんので、実務的な対応をご考慮いただき、あらためてご確認をお願いいたします。	一次審査資料に関する質問回答NO. 53のとおり事業者が申請するものとします。
3	資料-1 事業契約書 (案)	10	2	28	1		保険の付保等	一次審査資料に関する質問回答（番号55）で、維持管理・運営を受託する管理会社が保険付与する内容に、お預かりする石油製品（海上保安庁所有物）の品質変化等は含まれないとありますが、基本的にA重油の品質変化は無いと思われませんが、どの様な品質変化を想定されておりますでしょうか？	A重油及びジェット燃料は第10管区鹿児島海上保安部が管理する物品です。品質変化の想定例として異質物混入などJISに示す性状に適合しない変化が想定されます。
4	資料-1 事業契約書 (案)	12	2	33	3		要求水準の変更による措置	法令等の変更や不可抗力により引渡予定日の変更があった場合でも、事業終了日は変更しないこと、また、それに伴う運営・維持管理期間の事業費については、協議し合意するとの質疑応答が4/12に公開された第一回質問回答でありました。 運営・維持管理期間の短縮の可能性、それに伴う運営・維持管理事業費の増減の可能性、事象発生時は事業者と協議する旨の記述をリスク負担を明確化する観点から、事業契約書に追記頂きたくお願いします。	協議といたします。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
5	資料-1 事業契約書 (案)	16	3	46	3		調査	<p>一次審査資料に関する質問回答NO. 87によると、「関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、海上保安庁は責任を負わない。」とありますが、令和3年11月26日付け実施方針等に関する質問への回答書NO. 41にて「公表している土質地盤調査結果等はあくまでも参考資料として示したものです。ただし、土質調査によって追加費用が発生した場合は協議の上、海上保安庁が負担することとします。」とあり、こちらの回答を正としていただきたく存じます。</p> <p>(NO. 87の回答によるリスクを民間事業者が負担することは不可能です。) ご質問の前提として、入札説明書等においては、当該計画地におけるボーリングデータ他当該計画地の調査資料は含まれておりませんので(あくまで「参考資料」として近隣のデータのみの公表)、落札者決定後に当該地ではじめて民間事業者が調査を実施することになります。従いまして、参考資料から類推した入札時の条件と実際の調査結果と齟齬がある場合は、海上保安庁のリスク負担としていただきたいという主旨です。次善の方法として、コストが増加した場合は、海上保安庁との協議により、設計変更等によってコストの減額が可能になるなどの対応を可能とさせていただく等の対応方法もご検討いただければと思います。</p>	<p>提案時の内容が、当庁提供資料と実施した調査結果の差異が認められる相当な根拠がある場合においては、金額の増額及び減額を含め協議いたします。参考資料から推察できる土質地盤もとに作成してください。10mを超える増減を目安に協議するものとします。</p>
6	資料-1 事業契約書 (案)	23	4	2	74	2	給油施設の使用	<p>一次審査資料に関する質問回答NO. 125～127に関し、原状回復の定義は、事業終了時におけるSPC執務スペースの返還であることとして理解します。もし給油施設の更地化が原状回復の定義であれば、解体撤去費を入札価格に含むこととなり、現実的ではないと思慮しますので、第74条第2項但し書きによる対応(現状のまま返還する)を行うことを確認させていただきたくお願いいたします。</p>	<p>事業期間後の原状回復はSPC執務スペースの返還であることのご理解のとおりです。</p>
7	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	11	3	2	6		施設整備費の支払い留保	<p>4月12日の修正版では、「年度末には留保している施設整備費を支払うものとする。」の文言が削除されていますが、複数年度分の割賦支払の留保を意図したものでしょうか。支払い留保は累積せず、それぞれの年度内には一旦解消し、翌年度分を改めて留保することとし、最大1年分の額の留保とする規定として頂けませんか。</p>	<p>施設整備費の留保は行わないこととします。</p>
8	資料-1-2 業績等の監視及び改善要求措置要領	11	3	2	6		施設整備費の支払い留保	<p>4月12日の修正版では、「年度末には留保している施設整備費を支払うものとする。」の文言が削除されていますが、複数年度の割賦支払いの留保を意図したのではなく、長期の業務不履行の継続により、事業契約が解除されることを想定した変更という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 7の回答を参照してください。</p>
9	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	4					注釈	<p>「業務の実績に応じた支払とする。」とご修正いただきましたので、入札時の事業費とは別に実績に応じてお支払いいただけるということよろしいでしょうか。</p>	<p>給油施設の定期開放点検にかかる費用は、入札時の事業費に含みます。ただし、上記費用の支払いについては、維持管理・運営費に含めるのではなく、定期開放点検の実施実績に応じて支払います。</p>

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
10	資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）	2	10				違約金	一次審査資料に関する質問回答NO.244では、「時価の金額については、株式会社IHIと第十管区海上保安本部の土地賃貸借契約の金額によるものとします」とありますが、時価の金額＝借地料という意味でしょうか。質問の趣旨としては、民間事業者がリスクを負担するにあたり、当該リスクの定量化を行いたいため、おおよその違約金額を知りたいという主旨です。	ご理解のとおりです。
11	資料-2 要求水準書	4	2	5	2		周辺の社会基盤の整備状況	施設整備中の工事用水は、整備済みの給水配管から使用することは可能でしょうか。タンク、配管の検査等で一定量の工事用水の確保が必要となります。	10管区に使用申請手続きの上で既存給水配管の使用は可能です。ただし、使用料金は発生いたします。
12	資料-2 要求水準書	11	4	3	1			「国有財産法上の面積は「国有財産台帳等取扱要綱について」の別添4「建物の面積算出基準」による」との記載があります。また、同要綱の令和3年改正版では第1.6（4）に「延べ面積は建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する「延べ面積」とする」とあり、「建物の面積算定基準」は廃止されています。同要綱令和3年改正版を正と考え、要求水準書に示された各棟の面積は、建築基準法上の「延べ面積」と考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	資料-2 要求水準書	18	4	4	2	1	【技術的事項】 a.	「第三者機関による評価結果を確認できるようにする。」との記載があります。また、同資料52頁の第4章第6節2（6）a.に「事業者は、基本設計完了時、実施設計途中、工事途中及び工事完了時の各段階において建築環境総合評価システム（CASBEE）による環境保全性の検証を行い、その結果を報告する」との記載があります。各段階における建築環境総合評価システム（CASBEE）による環境保全性の検証・報告（計4回）は、事業者の内部作業によって行い、工事完了時の検証・報告のみ、第三者機関による評価結果を併せて提出すればよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	キ、地震時の避難安全確保に関する性能	”また、緊急地震速報装置を受け、信号を受信した際に、速報内容が迅速に反映されるよう、昇降機設備、拡声設備等の連動をとるものとする。”と記載がございます。緊急地震速報については、要求水準から削除されているため、上記の機能は不要と考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
15	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④本施設敷地に関する耐震性能	<p>第1回質問回答で、電気設備、水道設備、通信設備排水設備等のライフラインについても液状化対策を施すこととされています。この際の対策については、設計検討により想定変位量等を定め、フレキシブルホースを適宜設置することで対応することで良いでしょうか。</p> <p>また、「側方流動」が問題となるのは護岸背面等土留め構造部ですが、「給油配管を設置する範囲において対象となる」とされています。護岸等の「側方流動」を防止する方法としては「サンドコンパクション」、「深層混合処理」等による地盤改良がありますが、①近接施工により既設護岸に変状が生じる恐れがある。②配管延長が長い場合費用対効果が著しく不利益である。→被災範囲によっては仮設ゴム配管等により最低限の対応可能。以上より、ライフライン同様、設計検討により想定変位量等を定め、フレキシブルホースを適宜設置することで対応することで良いでしょうか。</p>	液状化ともなう地盤変形による応力に対してライフライン施設のせん断破損防止対策を施してください
16	資料-2 要求水準書	21	4	4	3	1	④本施設敷地に関する耐震性能	<p>第1回質問回答で、格納庫床、エプロン舗装を含む事業施設の全範囲において、質問「液状化の発生そのものを防止」に対し、「液状化に伴う沈下を許容しない」としています。</p> <p>一方、回答番号329～331では、「沈下量の許容値」に対する考え方が示されています。</p> <p>以上のことから、格納庫床、エプロン舗装施設については、法・基準等で液状化の発生を防止しているタンク基礎、建物と異なり「液状化の発生は許容するものの、液状化の発生によって当該施設の運営に支障をきたさないよう、設計、施工及び維持管理に関する入札提案を行うことが求められる。」と解して良いでしょうか。入札における海上保安庁と入札者及び入札者間の公平性確保の観点からご回答をお願い申し上げます。</p>	No. 15の回答を参照してください。
17	資料-2 要求水準書	23	4	4	3	1	c. 対浸水 (d)	<p>”本施設の一部が浸水した場合には、浸水エリアの電源を停止できるシステムとする。”と記載がございますが、1階床レベルを浸水レベルより高く設定している場合も、電源を停止できるシステムとする必要がございますでしょうか。</p>	「ただし、1階床レベルを浸水レベルより30cm以上高く、かつ、床下に埋設する配管配線の防水措置が確実に取られている場合は浸水エリアの電源を停止できるシステムは省略できる。」旨を要求水準書に追記修正します。
18	資料-2 要求水準書	23	4	4	3	1	c. 対浸水 (d)	<p>”ただし、浸水しても通信は途絶しないものとする”と記載がございますが、1階床レベルを浸水レベルより高く設定している場合も、途絶対策が必要でしょうか。</p>	No. 17の回答を参照してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
19	資料-2 要求水準書	31	4	5	1	6	c. 壁 (c)	<p>内装計画について、「堅樋やドレン等の立て配管は、基本的に設備シャフト内に設置し、容易に点検及び清掃ができるものとする。」との記載があります。</p> <p>同記載に関する令和4年3月29日公表第1回質問回答の番号345回答に「堅樋やドレン等の立配管の露出設置は不可とします。」とありますが、これは内装計画におけるご指示であり、外装計画において一般的な、屋外で堅樋を外壁面等に沿って露出で設置することは可能と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>(屋根面等への降雨を、室内に侵入するリスクを軽減して排水するという観点から、上記の方法が最も安全であると考えます。)</p>	要求水準書同項c. (c) のとおりです。
20	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	a. 共通 (h)	<p>給油施設区画と回転翼機格納庫・エプロン・船艇用品庫区画の間に設ける緊急車両用通路についてご教示下さい。</p> <p>令和4年4月12日公表第1回質問回答の番号358に、「通常時はフェンス扉で閉じる構造」とありますが、これは、通常時は両区画間の車両通行を制限するとの趣旨であり、その趣旨に適合していれば、当該通路自体をフェンス扉で閉鎖して通常時通行禁止にする必要はない(平常時も車両通行の用に供してよい)と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>第1回質問回答No. 358では「通常時はフェンス扉で閉じる構造」と記載しておりますが、通常時については緊急車両用通路は閉じる必要はありません。</p> <p>なお、平常時の車両通行の用に供しても問題ありません。</p>
21	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	14	屋上	<p>令和4年4月12日公表1回質問回答の番号359に、「屋根面へのアクセスについても同様」とありますが、屋上の塔屋の屋根面については適用除外(階段によるアクセスは必須ではない)と考えてよろしいでしょうか。(アクセスできる対策は講じます。)</p>	ご理解のとおりです。
22	資料-2 要求水準書	40	4	5	2	1	b. 電力設備・動力設備 (p)	<p>前回質疑回答 (No. 363、365) により、動力電源の2重化対象範囲を確認させて頂きましたが、保安負荷の空調設備については、外部電源車でのバックアップにて2重化を行っているとの読み替えさせて頂きませんでしたでしょうか。</p> <p>2重化を行う最重要負荷を絞り込むことを目的としています。</p>	ご理解のとおりです。
23	資料-2 要求水準書	43	5	2	1		m. 防犯設備	<p>これまでの質疑応答で、施設内の警備システムの構築と防犯防災警備体制を敷くことが事業者に求められていると理解しております。回転翼機格納庫と船艇用品庫については、貴庁が運営をすることから、貴庁の開庁時間外の施設運営に合わせた形での防犯防災警備体制の構築が必要になります。民間事業者での総意工夫を働かせる点、また、各社における見積条件を平等にする観点から、開庁時間外(含む、土日祝祭日の運用)の勤務条件を要求水準書に明示頂きたいと願います。</p>	<p>日中と夜間での動線の変化はありません。</p> <p>休日等については、不定期のため土日を含めて勤務の可能性がります。</p> <p>なお、基本は日中勤務(08:30~17:15)です。</p>

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
24	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	給油施設関連設備	岸壁等について、要求水準書47頁、同76頁、参考資料2-2-1において、以下の通りいくつかの異なる呼称が記載されています。 ・巡視船岸壁E、巡視船E岸壁、E岸壁 ・棧橋A・B、A棧橋、B棧橋 ・F護岸、F岸壁 事業提案書作成にあたり、使用すべき呼称をご指示下さい。 また巡視船岸壁E以南の敷地東側岸壁／護岸についても、呼称をご指示下さい。	事業提案書に使用する名称は、下記のとおり統一してください。 ・巡視船岸壁E ・A棧橋、B棧橋 ・F護岸
25	資料-2 要求水準書	47	4	5	2	3	a. (d)配管計画	①により埋設管路内配管とする必要のある配管はA重油配管のみと考え、JET燃料配管・泡消火配管・計装空気等の配管は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	資料-2 要求水準書	56	4	6	5	1	a. 各種申請業務	貴庁に義務付けられた申請についても事業者で行うと理解しておりますが、委任状を契約時に事業者へご提出頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	資料-2 要求水準書	58	4	6	5	3	a. 事業者による完成検査	施設引渡しの際、試運転で使用後、施設内に残ったA重油及びJET燃料の在庫については別途買取頂けるとの認識でおりますが、その支払条件は以下の通りとして頂けないでしょうか。 ①基準数量は、施設引渡し時のA重油・ジェット燃料の在庫数量 ②単価は調達企業が調達した際の単価（運搬費・経費等含む）と同額 ③仮払い期間に対する金利負担、燃料調達にかかる事務手数料、受入作業に係る業務費用は事業者にて負担。 ④支払期日は施設整備費のサービス対価として1度目の建設費用支払い時。 ⑤支払方法は一括払い。	本工場の性能試験に必要な数量及び竣工後は正常に機能するために必要な数量を事業費に含むため、在庫の買取は行わない。 ※回答の考え方※ 本工場の性能試験に必要な数量及び竣工後は正常に機能するために必要な数量を事業費に含むため、在庫の買取は行わない想定です。 工事中については、巡視船への搭載性能試験として100KL程度、航空機への搭載性能試験として1KLを必要な経費の整理する。 引渡し時はデットストック容量を除く1割程度（正常に機能するために必要な数量）の在庫容量を満たすことを要求水準書に示す。引渡し時は物件財産目録と財産から控除する間接費のなかに物品目録にA重油・ジェット燃料の在庫数量価格として整理することで別途買取は行わないこととなります。
28	資料-2 要求水準書	76	5	3	1	3	油種、給油回数、給油量	JET燃料の1日あたりの最大給油量（取扱量）をご教授願います。	JET燃料の最大給油量は1日あたり2.6KL(2,600リットル)です。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
29	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運營業務	一次審査資料に関する質問回答NO. 520によると、オイルフェンス展張ポートは事業者（SPC）の資産とのことですが、PFI事業において単なる導管体であるSPCが資産を持つということは原則としてありません。BTO方式ですので、要求水準として整備が求められるものは海上保安庁へ引き渡すものであり、海上保安庁の資産として整理をお願いします。もしくは、什器備品のような整理とし、SPCから業務を受託する選定企業が所有するものとするのか、いずれにせよ、明確な整理をお願いいたします。また、同箇所に記載の防油堤、井戸型モニタリングポスト、オイルフェンス、油吸着材は、BTO方式により海上保安庁へ引き渡すものとの理解ですが、オイルフェンス展張ポートだけ、何の基準も明示されないまま事業者の資産とされると事業計画が立案できませんので、あらためてご確認をお願いいたします。	不動産及び土地に固定設置する附帯工作物は財産として海上保安庁（第10管区海上保安本部が引渡しを受ける）とあります。オイルフェンス、同展張ポート、作業車両及び油吸着材などは運營業務に直接必要物件でありSPCがリース調達やチャータ委託することによって配置が可能なものはSPC負担とします。
30	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運營業務	一次審査資料に関する質問回答NO. 520によると、オイルフェンス展張ポートは事業者（SPC）の資産とのことですが、PFI事業において単なる導管体であるSPCが資産を持つということは原則としてありません。構成企業あるいは協力企業にて資産を保有するという形態も許容いただけますようご確認をお願いします。	No. 29の回答を参照してください。
31	資料-2 要求水準書	76	5	3			給油施設に係る運營業務	一次審査資料に関する質問回答（番号520）で、オイルフェンス展張ポートは、借用又は保有による所有権は事業者の資産となります。とありますが、給油業務及び維持管理にて使用する車両等も同じ条件との理解で宜しいでしょうか？	No. 29の回答を参照してください。
32	資料-2 要求水準書	8	3	1	4	5	事業者による事業の調整に関する事項	一次審査資料に関する質問回答（番号282）で、連絡調整を行う窓口は、海上保安庁装備技術部施設補給課、また、維持管理・運營業務においては、第十管区海上保安本部も対象となります。との事ですが、鹿児島港長への提出書類及び係留施設使用届等の提出は、通常通り鹿児島海上保安部で宜しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	資料-2 要求水準書	37	4	5	1	12	外構	一次審査資料に関する質問回答（番号357）で、消防訓練は、防火管理者が策定し実施するとの事ですが、官民との合同訓練等は、実施しないとの理解で宜しいでしょうか？	関係者（10管区）と調整のうえ実施してください。
34	資料-2 要求水準書	76	5	3	1	4	巡視船への給油業務	一次審査資料に関する質問回答（番号515）で、搭載時間及び給油量について、必ず報告書等へ記載し、本事業外での対応がわかるようにしてください。との事ですが、時間内に終了しなかった場合は、搭載時間及び給油量等を時間内と時間外に分けて報告書へ記載するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
35	資料-2 要求水準書	78	5	3	2	2	燃料搬入管理業務（タンクへの荷入れ）	（1）業務内容 b海上保安庁が手配するタンクローリーから貯蔵タンクへの受入量 16kl（1回あたり）積載量20klのタンクローリーとありますが、メインサイズである28kl～30klのタンクローリーを使用し、積み合わせでの運搬等は検討する必要はないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
36	資料-3 提出書類の記載要領	6	5	1			要求水準書に関する確認書 様式15-4	様式15-4添付①について、第3章第1節の2. 事業者に関する事項の番号1～8について、入札時点ではSPCを設立していないため、回答が不能であり、また対応様式も該当するものがないと思われま。どのように記入すべきかご教示ください。あわせて番号15についても、将来において税を滞納しないということをどのように証明するのか、対応する様式が不明です。合わせてご確認をお願いいたします。	落札後SPCを設立することを前提に記載してください。番号15については誓約書の提出をお願いします。
37	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号30～39の「必須項目の確認事項」欄の記載が、要求水準書の該当頁に見当たりません。番号30～39は誤記であり、対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式15-4添付①は修正したものを使用してください。
38	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号56は、制振部材を使用しない場合には、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当事項がない場合は「－」を記入してください。
39	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号104は、免震装置を使用しない場合には、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当事項がない場合は「－」を記入してください。
40	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号127は、本施設の計画においては、基準の【検証方法】に記載された「検証を要する場合」に該当する事項が無いため、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当事項がない場合は「－」を記入してください。
41	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号128は、本施設の計画においては、基準の【検証方法】に記載された「検証を要する場合」に該当する事項が無いため、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当事項がない場合は「－」を記入してください。
42	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号130は、本施設の計画においては、基準が対象とする窓口業務はなく、また情報表示装置の設置は予定されていないため、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当事項がない場合は「－」を記入してください。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
43	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号163は、必須項目の確認事項欄の内容が番号162と重複しており、誤記であると考え、(5)外装計画「f.主玄関を含む…」に置き換えて記載して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号176は、当該床面にEXP. Jカバーを設置しない場合には、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 該当事項がない場合は「-」を記入してください。
45	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号177は、床面に空調吹出口を設置しない場合には、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 該当事項がない場合は「-」を記入してください。
46	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号184は、本施設の計画においては、移動間仕切りの設置がないため、該当事項無しとして対応等は記入不要と考えて宜しいでしょうか。	船艇用品庫については、可動式間仕切りを設置する要求水準となっています。 移動式間仕切りを可動式間仕切りに修正いたします。
47	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		要求水準書に関する確認書 様式15-4添付① 必須項目チェックシート	番号248は、要求水準書と記載内容が異なるため、誤記であると考え、(8)掲示板 b.屋外掲示板「(a)敷地内の…危険物取扱所設置箇所を示す…」に置き換えて記載して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 数及び記載事項については、要求水準書にあわせて修正いたします。
48	資料-3 提出書類の記載要領	6	1	5	1		様式15-2 委任状	構成員及び協力企業は書類の提出は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	資料-3 提出書類の記載要領	17	1	5	2		B b. 基本計画説明書 様式番号B-4-1 工程計画	設計・建設の工程が厳しいため、事前調査業務（地盤調査、設備インフラ調査、敷地調査（平面・高低）、土壌調査、生活環境に関わる調査（風害、日照、景観等）、等）を、事業契約の締結前ではございますが、令和4年8月上旬に予定されている落札者の選定後速やかに開始する計画としても宜しいでしょうか。	事業者の責任において、実施することは妨げません。
50	資料-3 提出書類の記載要領	17	1	5	2		B b. 基本計画説明書 様式番号B-4-2 建築計画概要	建物高さと最高の高さの違いをご教示下さい。	建築基準法施行令第2条第1項第6号のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
51	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	2			企業名の記載	代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載は行わないとのことですが、様式15-5においては、代表企業、構成員及び協力企業以外の金融機関、保険会社、監査法人までアルファベットに置き換えることになっています。提案書上では、代表企業、構成員及び協力企業は匿名とする一方、それら以外の金融機関、保険会社、アドバイザー等の関係者も企業名を匿名にしなければならないという意味ではないという理解でよろしいでしょうか。代表企業、構成員及び協力企業以外の関係者を匿名にする必要性は高くないと思われ、また、金融機関や保険会社等からは添付書類も必要となりますので、ご確認をお願いします。	提案書上においても、様式15-5「記載上の注意事項」に従ってすべての関係企業をアルファベット表記としてください。
52	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	2			企業名の記載	代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載は行わないとのことですが、様式15-5においては、代表企業、構成員及び協力企業以外の金融機関、保険会社、監査法人までアルファベットに置き換えることになっています。入札・提案書提出段階において、監査法人など落札後に決定する必要性が生じる関係者は、本様式には記入不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	機体からの燃料戻り入れ設備は1箇所ですよろしいでしょうか。2箇所必要な場合は同時に行うことも想定した方がよろしいでしょうか。	1箇所です。
54	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	2					n13 航空機燃料ハイドラント	機体からの燃料戻り入れ作業も給油同様にハイドラント前で行う計画でよろしいでしょうか。（第1回目質問回答No. 611で給油時はハイドラント前とご回答いただいております）	ご理解のとおりです。
55	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	各駐機場所に整備用電源がございますが、3箇所同時の使用で想定しますが宜しいでしょうか。使い方の確認となります。	駐機場所5箇所及び壁面1箇所に設置する整備用電源の同時使用の想定は3箇所までとします。変圧盤の容量算定に関わります。
56	別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項	3					k1 格納庫	”駐機場側上部にエプロン照明用投光器を設置する。（国交省航空局灯具使用適合品（灯仕第305号）であること）”の記載がございます。灯仕第305号はHIDランプとなっており、LED投光器の基準書を開示頂けませんでしょうか。また、LED投光器は、メーカーカタログ掲載のエプロン照明にて想定しますが、宜しいでしょうか。	国交省航空局灯具使用適合品（灯仕第305号）に定める適合品以上の性能を有するLED投光器を設置をお願いします。
57	別添資料5-1 修繕に係る要求水準	3	2				その他設備	一次審査資料に関する質問回答（番号663）で、棧橋防舷材、電気防食は対象外との事ですが、事業者による定期点検や国土交通省による護岸調査及び鹿児島海上保安部等の調査も事業者側では対象外との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	章	項	細節	号	項目	質問	回答
58	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	2	3	1			在庫管理	JET-A1燃料の給油量については給油作業が事業者の業務ではない為、1日毎の給油量をタンク在庫量から確認し記録・管理すればよろしいでしょうか。又は貴庁から給油毎又は1日毎に報告を受け、その量を記録・管理するのでしょうか。	計器等による確認は必要です。
59	別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準	4	11	3			海上保安庁との定例会議への参加	一次審査資料に関する質問回答（番号706）で、毎月の工事進捗状況を現場で確認予定との事ですが、給油施設運営業務中は、毎月の補修工事はないと想定しますが、補修工事を実施する際は、打合せや会議等に海上保安庁の方が御参加されるとの事でしょうか？	毎月の確認は施設建築中のみで、給油施設運営営業期間については、海上保安庁10管区において毎月の月報等の確認を行います。また、海上保安庁の検査職員による検査を半期毎に行います。
60							特定資料	特定資料⑤乾舷高及び⑧巡視船出入港等の作業に必要な範囲及び車両等の動線並びに着岸・給油口位置につきまして、A・B 棧橋での巡視船へ給油の際は、乾舷高最大値 4.158m + 4.90mと接岸線上前後10mかつ沖方向4mとA・B 棧橋上の距離（東側への給油は、西側の給油ピットから最大値15mを想定）を計算し、最大値38mを想定しなければならないとの理解で宜しいでしょうか？	特定資料に基づき検討してください。